

一般社団法人大阪府トライアスロン協会倫理コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会（以下「OPTA」という。）の係わる競技会・行事等のもとより、年間を通しての活動における関係者の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、OPTA に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、OPTA に所属する以下の者について適用する。

- (1) OPTA の役員、委員（定款第22条及び第28条、第35条）
- (2) 正会員及び登録会員、賛助会員（定款第6条第1項）
- (3) 競技者（選手）及びその帯同者
- (4) 公認審判員
- (5) 公認指導者（指導員・教師・コーチ）
- (6) 主催・共催・公式大会の運営関係者
- (7) その他 OPTA に属する者

(相互尊重の精神と遵守事項)

第3条 役員及び競技者（選手）は、競技に係る全ての相手に敬意を表し、大会主催地の関係者及びボランティアに対して感謝の気持ちを忘れてはならない。そして、第2条に掲げる者は、いかなる場合においても互いに尊重の念をもって対応し、次の行為及びそれらに類する行為を行ってはならない。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等
いかなる場合であっても、問題解決の手段として、身体的または精神的な暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を絶対に行ってはならない。
- (2) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等 性的言動、表現によって相手に不快感を与える行為を行ってはならない。また、指導的立場にある者は、その権威を利用し不適切な行動や強要をしてはならない。
- (3) ドーピング規則に反する行為
- (4) スポーツマン精神及びフェアプレー精神に反する行為
- (5) 競技ルール及び国内外のマナーに反する行為
- (6) プライバシーを侵害する行為
- (7) 反社会的行為
- (8) その他前各号に類する行為

(不適切な経理処理に起因する事項)

第4条 OPTA は、公的な組織であることを認識し、正しい経理を行うものとし、次に掲げる行為については厳正な措置をとるものとする。

- (1) 金銭の不正使用（横領等）

(2) 不適切な報酬や手数料、接待等の強要、受領又は提供（利益供与等）

(3) 物品の購入等に関わる贈収賄行為

(4) 会計法令に反する処理

（各種大会における代表選手の選考に関する事項）

第5条 各種大会における代表選手の選考にあたっては、事前に決められた選考基準をもとに公平かつ透明性ある選考を行い、要望があった場合には、選考過程を公開しなければならない。また、選考結果に対して質問や抗議があった場合には、速やかに対応するとともに、理解が得られるよう明快な説明をし、適切に処理するものとする。

（一般社会人としての社会規範に関する事項）

第6条 この規程の各条項に記された事項以外においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

（基本対応事項等）

第7条 OPTA は、この規程に違反する事案が発生したとの情報を得た場合には、速やかに調査を実施し、処分等を決定する。ただし、処分の決定をする前に必ず当事者に対し、聴聞又は弁明の機会を与えなければならない。

（処分内容と罰則）

第8条 処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正に行う。

2 大会での競技者（選手）については、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）競技規則第132条（資格停止）及び同第133条（除名）に基づき処分する。ただし、除名の場合には当事者に対して意見陳述手続をおこない、その後 OPTA 総会の決定をもっておこなう。

3 第1項により処分の決定が会員の除名に該当するに至った場合には、定款第11条（除名）及び第12条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）を適用する。

4 役員については、定款第26条（解任）を適用する。

5 調査の結果、違反の事実が当事者の故意ではなくかつ軽微な場合には、警告、注意、教育的指導又はボランティアなどの社会奉仕活動の要請等をおこなう。

（情報提供者の保護）

第9条 この規定に基づく事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意義務をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。

（公示の基準）

第10条 被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表することを原則とする。ただし、公表することによって利用者等が容易に推測される場合は、この限りとはしない。

（倫理委員会の設置）

第11条 この規程の実効性を確保するため、OPTA に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、別途細則に定める。

(倫理委員会の対処)

第12条 理事会において対応又は処理が不可能となった場合、理事会は、倫理委員会に対処を求めるものとする。ただし、該当事案を審議するための理事会をただちに開催できないときは、会長が、執行理事らと協議し、倫理委員会の招集を要請する。

2 倫理委員会は、直ちに委員会を開いて調査を行い、その結果違反行為があったと認められる場合には、科すべき処分を理事会に提言するものとする。この場合において、理事会は、倫理委員会の提言を十分に参酌して処分を決定する。ただし、処分の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の処分の内容は、第8条第3項第7条3によるものとする。

4 役員については、倫理委員会の調査の結果、違反行為があると認められる場合には、会長が倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正な処置をするものとする。

5 OPTAは、事案の重要性により、その内容と経過等につき関連統括団体に速やかに報告を行うものとする。

(仲裁)

第13条 J T U又は加盟団体が開催した大会及び大会に関連する事業(記録会、練習会など)につき競技者に対して行なった決定並びにその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に則って行う仲裁により解決されるものとする。ただし、競技中になされる審判の判定は除く。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。